

第30回

外務省任期付職員の勤務を終えて

聞き手：新進会員活動委員会委員 小暮 典子 (62期)



加藤知子会員(54期)は、法律事務所に勤務されていましたが、外務省任期付職員募集に応募され、平成18年9月から2年間、外務省にて任期付公務員としてご勤務されました。その後、平成20年9月より弁護士業務を再開されました。今回は、加藤会員に外務省任期付職員のご経験について伺いました。



加藤 知子 会員 (54期)

神奈川県出身。慶應義塾大学大学院修士課程(国際法)修了後、法律事務所勤務を経て、2006年9月から2008年8月まで外務省国際法局経済条約課に任期付公務員として勤務。現在は、弁護士法人北浜法律事務所東京事務所に所属し、民間企業に出向している。

— 外務省で働こうと決意された理由を教えてください。

私は、大学院で国際公法を専攻していたことから、もともと条約の世界に興味があり、修習中も、国際人権裁判の判例を検討するゼミなどに同期の友人と参加していました。そのゼミのメンバーが、外務省の経済連携協定(EPA)担当の任期付職員になったことから、外務省での仕事の話聞き、自分もいつか外務省で働いてみたいと思い、弁護士4年目の半ば頃に応募しました。

— 応募してから採用されるまで、どのような手続があるのでしょうか。

まず、外務省のホームページにある採用情報の案内に従い、履歴書等の指定された書類を送付します。選考方法はその時々で異なると思いますが、私の時は、第一次選考は書類選考で、それを通ると第二次選考として、人物試験としての面接がありました。面接は、面接官2名に対し応募者1名で行われ、和文の条約の一部を渡されて、

その場で読んで口頭で英訳するよう求められました。第二次選考に合格すれば採用でした。

— お仕事は、条約関係でしょうか。

はい。応募した部署が国際法局の経済条約課でしたので、経済関係の条約を扱うことになっていました。国際法局は、企業でいうと法務部にあたる部署です。EPAの交渉自体は、経済連携課といって、企業でいう事業部や営業部にあたる部署が中心となって交渉の方針を決め、各官庁の意向の取り纏め業務などを行うのですが、それを法的観点からバックアップする役割です。

担当する条約の分野は、募集時にどの分野に欠員が生じているかにもよりますが、私は、初めの半年間は知的財産関連の条約を、残りの1年半はEPAを担当しました。

— 具体的には、どのようなことをするのですか。

具体的な仕事内容は、大きく分けて二つです。一つは、条約の交渉に関して、法的アドバイスをするというものです。例えば、ある条文案を受け入れると国内法の改正が必要になるか否か、また、二国間で結ぼうとしている条約が他の多国間条約に反するおそれがあるか否かなどにつき、指摘を行います。

もう一つは、内閣法制局審査の対応です。内閣が国会に条約を提出する際には、事前にその条約の内容に問題がないか内閣法制局の審査を受けるのですが、審査の際

には、経済条約課が中心となって、内閣法制局参事官の様々な疑問に回答できるよう、関係各省と相談しながら入念に準備する必要があります。私が外務省に勤務していた当時は、ちょうど複数のEPAの交渉や内閣法制局審査が、いつも同時並行で動いていたので、仕事はかなりハードで、朝3時、4時までの勤務は当たり前でした。

——**弁護士業務との関連性や相違点はどこにありますか。**

法的アドバイスという点では弁護士の業務と同じですし、国内法の解釈も弁護士の業務そのものです。条約の解釈に関しても、英文の契約関係書類について素養のある方であれば、対応できると思います。経済条約課では、英語で話すスキルは不要でしたが、ドラフト・翻訳スキルは必須です。私は、大学院の講義で条約の原文に触れていたことと、応募前に所属していた事務所で英文契約書を多く扱っていたことが外務省での業務に役立ちました。

相違点は、何か物事を決定する際には（時には数多くの）上司の決裁が必要であり、また関係各省との合議が整うことが必要という、官庁独特の決裁システムの中で、自分の所属する組織の一員として、担当する仕事の内容のことだけでなく、時には組織のことも考えながら仕事をしなければならないという点です。

——**待遇についてはいかがでしょうか。**

任期付公務員の場合、「一般職の職員の給与に関する法律」に基づき、俸給表の等級に従って給与が支払われます。外務省の場合は、渉外事務所から来る方が多いことから、他の官庁よりも若干高いようです。残業代は付かず、弁護士会費は自己負担となります。

——**外務省で任期付職員をされて、良かったこと、反対にあまり良くなかったことを教えてください。**

良いこととしては、まず、人脈が広がりました。締結する条約に関しては、関係各省との連携も必要となります。そのため、色々な省庁と濃密な人間関係が築けます。これは得難いものだったと感じています。それから、EPAの交渉団の一員として海外出張にもいきまじし、興味のある人にとっては、面白い経験ができると思います。

他方で、公務員として働く期間は、職務専念義務との関係から、顧客との関係はリセットされることとなります。それまでに築いてきた顧客との仕事上の関係が一旦切れてしまう点は、弁護士としてはデメリットになるのではないかと思います。また、外務省での仕事は、残念ながら、その後の弁護士業務にはあまり繋がらないように思います。

——**これから、外務省任期付職員への応募を検討している若手にアドバイスをお願いします。**

チャレンジしてみようという方は、英文契約についての経験を積んだ方が良いと思います。また、経済条約課では英語を話すスキルは必須ではありませんでしたが、流暢に話せる能力があれば、より交渉に近いポジションで関わられるので、本当の外交官のような体験ができるかもしれません。なお、一口に任期付職員といっても、同じ省内でも採用される部署によって仕事はかなり異なるので、事前に、募集要項で応募する部署の仕事内容をよく確認した方が良いと思います。今後の仕事に繋がるかどうかはともかく、非常にやりがいのある仕事ですので、興味がある人は、ぜひ検討してみてくださいだと思います。